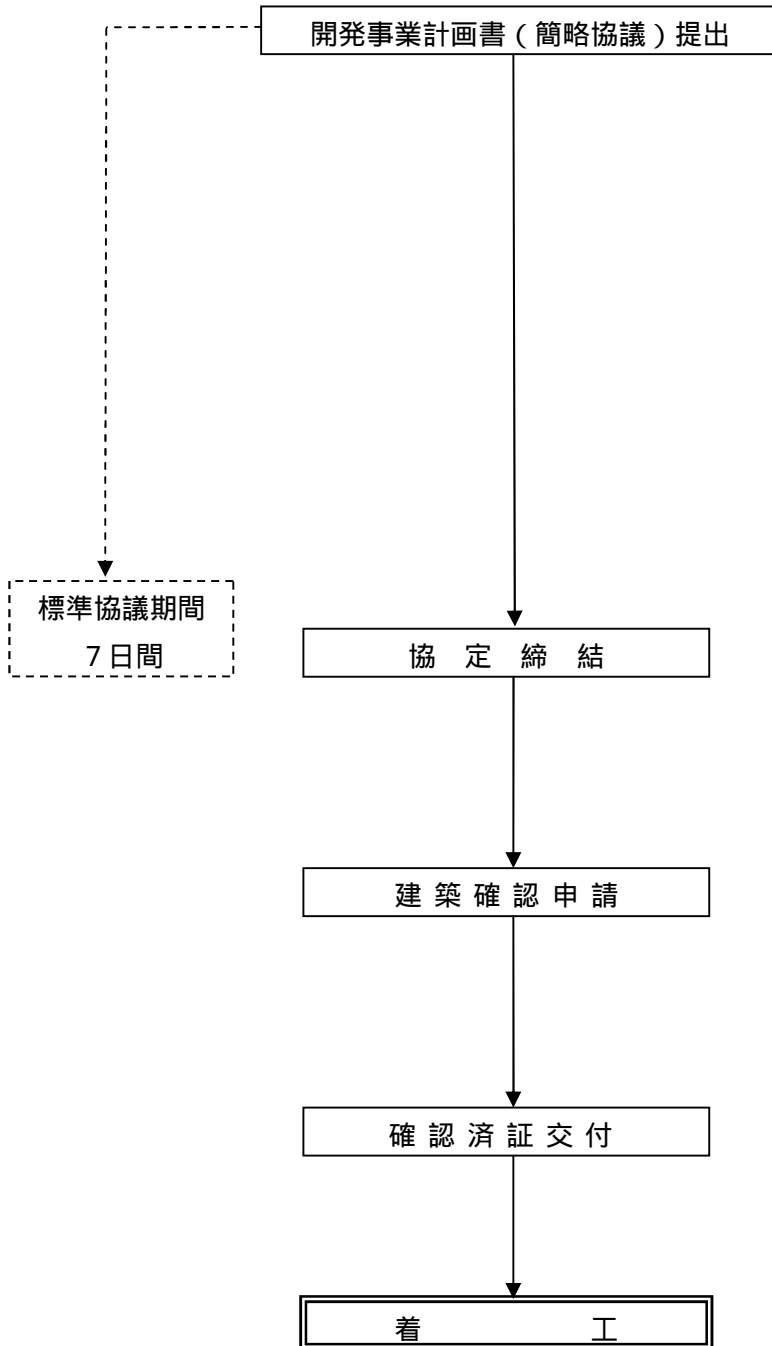


## 開発事業（簡略協議）に関する手続きの流れ



中高層建築物の場合は、手続きが変わりますので、担当者に問い合わせください。  
建築確認申請を指定確認検査機関へ提出される場合は、調査依頼書の提出が必要です。  
(開発事業計画書と同時に受付)